

平成23年9月15日

## 家庭用塗料に対する GHS 自主表示の実施について

社団法人 日本塗料工業会  
製品安全委員会 家庭用塗料部会

社団法人日本塗料工業会では、「業務用塗料」に関しては、GHS<sup>(\*1)</sup>を導入した改正労働安全衛生法<sup>(\*2)</sup>に基づき「GHS 対応 MSDS・ラベル作成ガイドブック (塗料用)」を発行<sup>(\*3)</sup>し、MSDS やラベルへの適切な表示を行ってきました。

一方、一般消費者向けの「家庭用塗料」に関しても、法的義務はありませんが消費者の皆様へ適切な情報提供を行い、リスクアセスメント<sup>(\*4)</sup>等による健康管理を行っていただくことが重要との判断から、「家庭用塗料 GHS 自主表示要領」を2009年3月に発行し、実施のための準備を進めてまいりました。

実施時期に関しては、欧州や国内関連業界の動きに合わせて、当工業会では会員企業各社の2011年1月度出荷分より、本要領に基づく GHS 表示を順次導入することと致しました。

今後も消費者の皆様へ家庭用塗料を適切にお使いいただけるように、工業会としてさらに取り組んでゆきます。

\*1 : Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals

(化学品の分類および表示に関する世界調和システム)

GHS 表示は、化学製品の危険有害性や安全な取扱いについて、適切な情報を使用者に正しく伝えるために、危険有害性の分類と表示の統一についての勧告が国連で採択され、それに基づき各国の事情に合わせて段階的に導入されることとなりました。

\*2 : 2006年12月1日に施行されました。

\*3 : 2006年8月に暫定版を、2007年5月に改訂初版を発行しました。

\*4 : リスク評価のこと。リスクは次式「リスク＝危険有害性×暴露」で示され、有用な商品であるが危険有害性があるものを暴露しないように適切に使用し(リスク管理: リスクを低減させる)、健康管理に役立てていただくのが狙いです。

■GHSで使用される絵表示とその内容								
								
火薬類 自己反応性物質 有機過酸化物	引火性/可燃性物質 自己反応性化学品 自然発火および 自然発熱物質 有機過酸化物	酸化性物質	高圧ガス	金属腐食性物質 皮膚腐食性 眼に対する重篤な 損傷性	急性毒性	急性毒性(低毒性) 皮膚刺激性 眼刺激性 皮膚感作性	変異原性 発がん性 生殖毒性 呼吸器感作性 標的臓器毒性 吸引性呼吸器有害性	環境有害性